

議案第28号

守口市自転車の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例案

守口市自転車の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年 2 月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市自転車の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例

守口市自転車の駐車秩序に関する条例（昭和61年守口市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第18条中「この」を「この条例に掲げるもののほか、この」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（道路の附属物である自転車駐車場の設置等）

第17条 前条に規定する自転車駐車場のほか、市道上に、又は市道に接して道路の附属物である自転車駐車場（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第6号に規定する自転車駐車場をいう。以下同じ。）を設置する。

2 道路の附属物である自転車駐車場については、道路法第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる駐車料金を徴収する。

区分	駐車料金
道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車	1 駐車時間が1時間以内の場合 無料
	2 駐車時間が1時間を超え、12時間以下の場合 200円
	3 駐車時間が12時間を超える場合 300円に駐車時間が12時間を超える12時間ごとに100円を加算した額

3 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、道路法第24条の3の規定に基づき道路の附属物である自転車駐車場に設ける標識に、次に掲げる事項を明示し、当該道路の附属物である自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に掲示するものとする。

（1） 駐車料金の額

（2） 駐車することができる時間

（3） 駐車料金の徴収方法

（4） 前3号に掲げるもののほか、道路の附属物である自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項

5 第12条の規定は、自転車を駐車した日の翌日から起算して7日を超えて道路の附属物である自転車駐車場に自転車を駐車している

場合に準用する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。